

# 生駒市市民自治検討委員会地域コミュニティ部会（第3回）

日 時 平成20年8月26日（火）

午前10時

場 所 生駒市役所401・402会議室

## 次 第

### 案 件

#### 1 当部会の検討事項について

- (1) 市民自治に関する市民の役割について
- (2) 市民自治に関する自治体の役割について
- (3) 市民自治協議会等
- (4) 他自治体住民との連携

#### 2 その他

生駒市市民自治検討委員会地域コミュニティ部会（第3回）検討資料

各市町条例

(1) 市民自治に関する市民の役割

【ニセコ町】

(コミュニティにおける町民の役割)

第15条 わたしたち町民は、まちづくりの重要な担い手となりうるコミュニティの役割を認識し、そのコミュニティを守り、育てるよう努める。

【宝塚市】

(市民の権利と責務) 【再掲】

第6条

2 市民は、まちづくりの基本理念にのっとり、主体的にまちづくりに取り組むよう努めなければならない。

【生野町】

(コミュニティの充実)

第21条 町民及び町は、地域に根ざしたコミュニティの役割を認識し、守り、育てるように努めるものとする。

【多摩市】

(コミュニティ)

第7条

2 市民、市議会及び市の執行機関は、地域社会を多様に支え、自主的かつ自立的なコミュニティ活動の役割を尊重するものとします。

【伊賀市】

(住民自治に関する市民の役割)

第22条 私たち市民は、住民自治活動の重要性を認識し、自ら住民自治活動に参加するよう努めなければならない。

2 私たち市民は、住民自治活動を行う団体等を支援するよう努めなければならない。

【名張市】

(コミュニティ活動) 【再掲】

第33条 市民は、地域のなかで安心して暮らし続けることができるよう、自主的に区、自治会等の基礎的なコミュニティの活動に参加し、交流しながら、相互に助け合うとともに、地域課題の解決に向けて協力して行動するものとする。

【篠山市】

(コミュニティの意義と支援) 【再掲】

第18条

2 市民は、まちづくりを多様に支えるコミュニティの役割を認識し、尊重するものとする。

生駒市としての考え方

(基本構想及び条例案  
例示等)

**【基本構想】**

●市民は、市民自治活動の重要性を認識し、市民自治活動に参加すること及び市民自治活動を行う団体等に支援するよう努力すべきことを規定する。

**【条例案例示】**

(市民自治に関する市民の役割)

市民は、市民自治活動の重要性を認識し、自ら市民自治活動に参加するよう努めなければならない。

2 市民は、市民自治活動を行う団体等を支援するよう努めなければならない。

**【条例解説案例示】**

●補完性の原則に基づき、まず市民自身が市民自治活動の重要性を認識し、その担い手として積極的に市民自治活動に参加することを市民の努力義務として規定しています。

●市民自治活動への参加に加えて、自らの判断に基づき、市民自治活動を行う団体等を支援することも市民の努力義務として規定するものです。

<p>各市町条例 (2) 市民自治に関する自治体の役割</p>	<p><b>【ニセコ町】</b> (町とコミュニティのかかわり) 第16条 町は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その非営利的かつ非宗教的な活動を必要に応じて支援することができる。</p> <p><b>【宝塚市】</b> (市の責務) <b>【再掲】</b> 第3条 3 市は、地域コミュニティの役割を認識し、その活動を促し、協働してまちづくりを進めなければならない。</p> <p><b>【生野町】</b> (コミュニティの充実) <b>【再掲】</b> 第21条 町民及び町は、地域に根ざしたコミュニティの役割を認識し、守り、育てるように努めるものとする。</p> <p><b>【多摩市】</b> (コミュニティ) <b>【再掲】</b> 第7条 2 市民、市議会及び市の執行機関は、地域社会を多様に支え、自主的かつ自立的なコミュニティ活動の役割を尊重するものとします。</p> <p><b>【伊賀市】</b> (住民自治に関する市の役割) 第23条 市は、市民が自主的かつ主体的に行う住民自治活動を尊重しなければならない。 2 市は、非営利、非宗教及び非政治の住民自治活動に対しては、必要に応じてこれを支援する。</p> <p><b>【名張市】</b> (コミュニティ活動) <b>【再掲】</b> 第33条 2 市は、区、自治会等の果たす役割を尊重し、その活動を振興するために必要な施策を講じなければならない。 (地域づくり)</p> <p>第34条 5 市は、地域づくり組織の意向により、事務事業の一部を当該組織に委ねることができる。この場合において、市は、その実施に係る経費等について必要な措置を講じなければならない。</p> <p><b>【篠山市】</b> (コミュニティの意義と支援) <b>【再掲】</b> 第18条 3 市は、コミュニティの役割を認識し、必要に応じて支援するものとする。</p>
-------------------------------------	---

生駒市としての考え方  
(基本構想及び条例案  
例示等)

**【基本構想】**

●市は、市民自治活動を尊重すること並びに自治会やボランティア、NPO等の市民活動団体が行う非営利、非宗教及び非政治の市民自治活動に必要な応じて支援することを規定する。

**【条例案例示】**

(市民自治に関する自治体の役割)

市は、市民が自主的かつ主体的に行う市民自治活動を尊重しなければならない。

2 市は、自治会やボランティア、NPO等の市民活動団体が行う非営利、非宗教及び非政治の市民自治活動に対しては、必要に応じてこれを支援する。

**【条例解説案例示】**

●市の市民自治活動に対する認識を確認する規定です。

●市民自治活動は、自主、自立したものが原則であることから、市による支援については、補完性の原則に基づき、あくまでも「必要に応じて」行うことを規定しています。まず個人による「自助」、次に地域での「互助・共助」、そして市が「公助」すべきことを示しています。

各市町条例

(3) 市民自治協議会等

【伊賀市】

(住民自治協議会の定義・要件)

第24条 住民自治協議会とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、そこに住むあらゆる人が自由に参加でき、地縁団体や目的別団体などとともに、身近に地域の課題を話し合い、解決できるよう、地域住民により自発的に設置された組織で、各号に掲げる要件を満たすものをさす。ただし、一つの地域は、複数の住民自治協議会に属することができない。

- (1) 区域を定めていること。
- (2) 会員には、その区域に住む又は活動する個人、団体、事業者等であれば、誰でもなれること。
- (3) 組織設置の目的が、その区域に住む又は活動する個人、団体、事業者等の相互の連絡・親睦、地域環境の整備など良好な地域社会の形成に関するものであること。
- (4) 目的・名称・区域・事務所の所在地・構成員の資格・代表者・会議などを明記した規約を定めていること。
- (5) 組織全体の運営に当たる役員や代表者は、地域、性別、年齢、国籍などに配慮し、民主的に選出されたものであること。

(住民自治協議会の設置)

第25条 前条に規定する住民自治協議会が設立された場合、その代表者は、市長に設置の届出をする。

- 2 市長は、住民自治協議会の設置の届出があった場合、当該協議会を市長の諮問機関及び市の重要事項に関する当該地区の同意・決定機関とする。

(住民自治協議会の権能)

第26条 住民自治協議会は、市長の諮問に応じ、当該地区に係る次の号に掲げる事項を調査審議し、市長に答申する。市長は、住民自治協議会の答申を尊重しなければならない。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
- (2) 市の総合計画の策定及び変更に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

- 2 住民自治協議会は、当該地区において行われる住民に身近な市の事務の執行等について、当該組織の決定を経て、市長に提案することができる。市長は、住民自治協議会の提案を尊重する。

- 3 市長は、当該地区において行われる住民生活と関わりの深い市の事務で、当該地区に重大な影響が及ぶと考えられるものについて、あらかじめ住民自治協議会の同意を得るものとする。住民自治協議会の同意を必要とする市の事務については、市長が別に定める。

- 4 市長は、当該地区において行うことが有効と考えられる市の事務について、住民自治協議会が当該事務の受託を行う意思を決定した場合は、その決定を尊重する。

- 5 住民自治協議会は、提案、同意、決定に必要な情報を求め、又は質問をすることができる。その場合、市長は住民自治協議会に情報を提供し、又は質問に対して回答しなければならない。

(住民自治協議会への支援)

第27条 市は、住民自治協議会が設置された場合には、次の各号に掲げる支援を行う。

- (1) 住民自治の活動拠点の提供

- (2) 住民自治活動に対する財政支援
- (3) その他住民自治の推進に関すること。

2 前項に定める支援の単位は、別に定める機関により審議決定する。

(地域まちづくり計画)

第28条 住民自治協議会は、自らが取り組む活動方針や内容等を定めた地域まちづくり計画の策定に努めるものとする。

2 前項に規定の計画を策定した場合、その代表者は、市長に届出をするものとする。

3 市は、総合計画をはじめとする重要な計画を策定する際には、広域的な観点から調整が必要な場合を除き、第1項の地域まちづくり計画を尊重するものとする。

4 市は、第1項の地域まちづくり計画の策定を必要に応じ支援するものとする。

### 第3節 地域振興委員会

(地域振興委員会の設置)

第29条 市長は、住民自治協議会が設立されていない地域について、当該地区の住民生活に密接に関係し、当該地区の事情を十分に踏まえる必要のある市の事務について審議する機関として、地域振興委員会を置く。

2 前項に定める地域振興委員会の設置の単位は、別に定める機関により審議決定する。

(地域振興委員会の所掌事務)

第30条 地域振興委員会は、市長の諮問に応じ、当該地区に係る次の号に掲げる事項を調査審議し、市長に答申する。市長は、地域振興委員会の答申を尊重しなければならない。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
- (2) 市の総合計画の策定及び変更に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 地域振興委員会は、市長の諮問に関連する事項のほか、当該地区において行われる住民に身近な市の事務について、当該組織の決定を経て、市長に提案することができる。市長は、地域振興委員会の提案を尊重する。

3 地域振興委員会は、市長に対し、前2項に定める調査審議のために必要な情報を求め、又は質問をすることができる。その場合、市長は地域振興委員会に情報を提供し、又は質問に対して回答しなければならない。

(地域振興委員会の委員の任命方法)

第31条 地域振興委員会の委員は、当該地区の住民のうち、当該地区において活動する諸団体からの推薦を受けた者及び募集に応じた者の中から市長が任命する。

(規則への委任)

第32条 地域振興委員会の委員の定数、任期、報酬、委員長、会議、会議の公開及び庶務については、別に定める。

### 第4節 住民自治地区連合会

(住民自治地区連合会の設置)

第33条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第155条第1項で定める支所の管轄する区域ごとに複数の住民自治協議会又は地域振興委員会が設置される場合、市長は、支所単位に住民自治協議会又は地域振興委員会の代表者などで構成する住民自治地区連合会を設置する。

（住民自治地区連合会の所掌事務）

第34条 住民自治地区連合会は、市長の諮問に応じ、当該地区に係る次の号に掲げる事項を調査審議し、市長に答申する。市長は、住民自治地区連合会の答申を尊重しなければならない。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
- (2) 市の総合計画の策定及び変更に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 住民自治地区連合会は、市長の諮問に関連する事項のほか、当該地区において行われる住民に身近な市の事務について、当該組織の決定を経て、市長に提案することができる。市長は、住民自治地区連合会の提案を尊重する。

3 住民自治地区連合会は、市長に対し、前2項に定める調査審議のために必要な情報を求め、又は質問をすることができる。その場合、市長は住民自治地区連合会に情報を提供し、又は質問に対して回答しなければならない。

（規則への委任）

第35条 住民自治地区連合会の委員の任命、定数、任期、報酬、連合会長、会議、会議の公開及び庶務については、別に定める。

#### 第5節 住民自治活動を補完する機構

（住民自治活動を支援する機関の設置）

第36条 市は、市民が主体となった住民自治活動などを支援するため、この役割を果たす機関を設置する。

（住民自治活動を補完する行政機関の設置）

第37条 市は、住民自治活動をできるだけ市民に身近なところで支援するため、法第155条第1項で定める支所を設置し、市民が自主的かつ主体的に自治を行えるよう、地域の実情に応じた柔軟な対応に努めなければならない。

2 市長は、前項で定めた目的を達成するため、市長の権限に属する事務のうち市民に身近な事務を積極的に支所長へ委任するよう努めなければならない。

#### 【名張市】

（地域づくり）

第34条 市民は、個性的で心豊かな地域をつくるため、一定のまとまりのある地域においてコミュニティ活動を行う組織として、別に条例で定めるところにより、地域づくり組織を設置することができる。

2 地域づくり組織は、当該地域の市民に開かれたものとし、市及びその他の組織と連携しながら地域づくりを行うものとする。

3 市は、地域づくりの活動に対して必要な支援を行うことができる。

4 市は、各種計画の策定や政策形成に当たっては、地域づくり組織の自主性及び自立性に配慮するとともに、その意思を可能な限り反映しなければならない。

5 市は、地域づくり組織の意向により、事務事業の一部を当該組織に委ねることができる。この場合において、市は、その実施



	に係る経費等について必要な措置を講じなければならない。
<p>生駒市としての考え方 （基本構想及び条例案 例示等）</p>	<p><b>【基本構想案】</b></p> <p>●一定のまとまりのある地域において、自治会やNPOなどの多様な主体で構成される市民自治活動を行う組織に関して、別に定めるところにより、当該組織を設置できること及びその責務並びに当該組織に対する配慮及び支援等の市の関わりを規定する。</p> <p><b>【条例案例示】</b> （市民自治協議会等）</p> <p>市民は、個性的で心豊かな地域をつくるため、一定のまとまりのある地域において、自治会やNPOなどの多様な主体で構成される市民自治活動を行う組織（以下「市民自治協議会」という。）を設置することができる。</p> <p>2 市民自治協議会は、当該地域の市民に開かれたものとし、市及びその他の組織と連携しながら市民自治活動を行うものとする。</p> <p>3 市は、市民自治協議会の活動に対して必要な支援を行うことができる。</p> <p>4 市は、各種計画の策定や政策形成に当たっては、市民自治協議会の自主性及び自立性に配慮するとともに、その意思を可能な限り反映しなければならない。</p> <p>5 市は、市民自治協議会の意向により、事務事業の一部を当該市民自治協議会に委ねることができる。この場合において、市は、その実施に係る経費等について必要な措置を講じなければならない。</p> <p>6 前各項に関することは、別に定める。</p> <p><b>【条例解説案例示】</b></p> <p>●地域の特性や資源をいかした個性豊かな市民自治活動を行っていくためには、地理的条件など地域特性を共有するおおむね小学校区程度の単位を基本に自治会やNPOなどの多様な主体がまとまって活動することが必要であり、そうした組織（市民自治協議会）の設置について規定するものです。</p> <p>●市民自治協議会は、当該地域の市民のほか、当該地域とかかわりのある市民（事業者、各種団体等を含む）に開かれたものとするとともに、市や関係する組織と連携して協働によって活動することを規定しています。</p> <p>●市は、市民自治協議会に対し、助成金の交付や職員の派遣、活動拠点施設の整備など必要な支援を行うことができることを規定しています。</p> <p>●市は、総合計画をはじめとする市の計画策定や事業、施策の推進に当たっては、市民自治協議会が策定した地域計画（地域ビジョンなど）との整合に配慮するとともに、市民自治協議会の意見等を尊重しなければならないとする規定です。</p> <p>●市は、それまで市が行ってきた地域内の公共施設の管理や公共サービスの提供等について、市民自治協議会から求められたときは、できる限り市民自治協議会が市に代わって行えるよう配慮することを規定するもので、この場合、サービス提供等に係る経費を支払うなど必要な措置を講じるものとしています。</p> <p>●市民自治協議会に関する詳細事項は、十分な検討や調整を行った上で、別に条例で定めることとしています。</p>

<p>各市町条例 (4) 他自治体住民との連携</p>	<p><b>【ニセコ町】</b> (町外の人々との連携) 第50条 わたしたち町民は、社会、経済、文化、学術、芸術、スポーツ、環境等に関する取組みを通じて、町外の人々の知恵や意見をまちづくりに活用するよう努める。</p> <p><b>【生野町】</b> (町外の人々との交流) 第32条 町民及び町は、町外の人々にも情報を発信しながら交流を深め、その知恵や意見をまちづくりに活用するように努めるものとする。</p> <p><b>【伊賀市】</b> (基本理念) 第3条 市民及び市は、次に掲げる基本理念により、まちづくりを推進するものとする。 (3) 市民が情報を共有し、自由に行き来できる環境づくりに努めるとともに、他圏域と交流・連携を進めるなど、創造性あふれる地域を形成する。</p> <p><b>【篠山市】</b> (交流及び連携) 第19条 市民及び市は、市外の人々との連携を図り、まちづくりを推進するものとする。</p>
<p>生駒市としての考え方 (基本構想及び条例案例示等)</p>	<p><b>【基本構想】</b> ●市民及び市は、市外の人々と交流・連携を図り、その知恵や意見をまちづくりに活用するよう努めるべきことを規定する。</p> <p><b>【条例案例示】</b> (他自治体住民との連携) 市民及び市は、市外の人々と交流・連携を図り、その知恵や意見をまちづくりに活用するよう努めるものとする。</p> <p><b>【条例解説案例示】</b> まちづくりのさまざまな分野での課題などについて、市外の人々と連携してその意見を取り入れ、解決に向けて取り組むことを規定しています。</p>